

2026年2月2日

お客様各位

西日本シティ銀行

## 外国籍のお客さまの在留期間（満了日）が経過した場合の取引制限について

平素より西日本シティ銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

在留期間に定めのある外国籍のお客さまへ重要なお知らせです。

当行では、預金口座の適切な管理および詐欺被害防止のため、在留期間が満了するお客様に更新後の在留カードのご提示をお願いしており、ご提示いただいた在留カードにより在留資格や在留期間（満了日）などの在留情報を確認しています。

2026年4月以降、更新後の在留カードをご提示いただけないまま当行に届出の在留期間（満了日）が経過した場合、犯罪収益移転防止法および当行の預金規定に基づき、預金口座の一部取引を制限させていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、給与振込などの入金および公共料金などの自動引き落としは、引き続きご利用いただけます。

在留カードを更新された場合は、お手数ですがお早めに当行所定の手続きをお取りください  
ますようお願い申し上げます。

手続き方法の詳細は、下記URLまたは二次元コードよりご参照ください。

URL : <https://www.ncbank.co.jp/oshirase/extend-period-of-stay/index.html>



ご不便をおかけしますが、お客様の大切な資産を守るための措置でございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上